

米国・カナダ編

③ 米国：有害物質規制（PFAS 類規制） — 化学物質関連

法律/政策の名称	① PFAS 行動計画 ② 安全飲料水法（SDWA） ③ 有害物質規制法（TSCA） ④ 包括的環境対策補償法（スーパーファンド法）（CERCLA） ⑤ 大気浄化法（CAA）
現地語名称	① EPA's Per- and Polyfluoroalkyl Substances (PFAS) Action Plan ② Safe Drinking Water Act (SDWA) ③ Toxic Substances Control Act (TSCA) ④ Comprehensive Environmental Response, Compensation, and Liability Act (CERCLA) ⑤ Clean Air Act (CAA)
公布/施行日等	① 2019 年 10 月 16 日 ② 1974 年 11 月 16 日 ③ 1976 年 10 月 3 日 ④ 1980 年 12 月 11 日 ⑤ 1970 年 7 月 16 日
カバー期間	2019 年 10 月 16 日～

バックグラウンド

■PFAS

環境中の PFAS は、主に工業製品や消費財から環境へ放出される。米国では、ペルフルオロアルキル化合物およびその塩類（以下、PFAS）の環境汚染を削減するための「PFAS 行動計画」を公表した。これは、米国の環境保護庁（EPA）の総包的取組としては初のものである。

この計画は、PFAS の環境汚染を削減するための「EPA 優先アクション」、「短期目標」、「長期目標」を示している。このうち、「EPA 優先アクション」は、PFAS の環境汚染を削減するための短期的な目標を示している。

- PFAS の環境汚染を削減するための短期的な目標として、存在するペルフルオロオクタン酸（PFOA）とペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）について、飲料水中の最大許容濃度（MCL）を 100 ng/L から 10 ng/L に引き下げる。

を定めるなどの規制措置を講じる。そのほか、2019 年以内に提示して意見募集をおこなう。

- PFOA と PFOS を包括的環境対策（環境保護法（ファンド法））の対象となる有害物質に指定する。
- PFOA と PFOS に汚染された土壌の調査・評価をおこなう。
- PFOA の代替物質である（フルオロ）オロブタンスルホン酸（PFOS）と、有機フッ素化合物である（PFAS）の毒性値を求める。
- 有害物質規制法（有害物質規制法）の物質について重要新規利用規制をおこなう。

■PFAS 類規制関連

EPA は PFAS 類の規制をすすめている。

安全飲料水法

飲料水の PFAS 類の規制をすすめる。EPA が飲料水の PFAS 類の基準を定める。ただし、住宅等で飲料水を得る場合は、PFAS 類の規制はまだ定められていない。

PFAS 類の製造もしくは輸入する場合、EPA に通知もしくは輸入する場合の事前通知や許可申請などを定めている。

PFAS 類の 94 種類の新規 PFAS 類を審査し、そのうち 10 種類（SNUR）によって規制している。

PFAS 類の規制のための法律であるが、SDWA および資源保全回復法にも活用されている。現在、PFAS 類は CERCLA によって規制されていないが、EPA は PFOA と PFOS を同法のもとで規制を進めている。

大気浄化法

この法律には、大気汚染施設からの有害大気汚染物質の排出を規制する条項があり、EPA はこれを根拠に PFAS 類の使用の廃止を義務づけることも可能だとしている。

■PFAS 類規制への連邦と州の取組：

連邦政府では、PFAS 類の規制に向けた取組を EPA が中心となって「PFAS 行動計画」のもとで進めている。また、連邦議会には PFAS 類規制関連の法案が多数提出されてい

連邦と並んで州政府の独自の取組もいくつかみられ、これらについても注目していく必要がある。

■連邦政府の動き：

EPA は 2019 年 11 月 7 日、かねて同年 10 月 22 日の閣議決定に基づき、環境計画の進捗状況に関する報道発表をおこなった。この発表では、環境計画の進捗状況について、さまざまなアクションの進捗状況を、環境計画の進捗状況の把握と評価のための体系的なレビュー・プロトコルに基づき、環境計画の進捗状況をおこなうことを明らかにした。この発表は、環境計画の進捗状況の把握と評価のための体系的なレビュー・プロトコルに基づき、環境計画の進捗状況をおこなうことを明らかにした。

- PFAS 類に属する 5 物質の毒性を統合リスク情報システムで評価する方法などを定めている。このシステムは、以下のとおりである。

- ペルフルオ
- ペルフル
- ペルフ
- ペル
- ペ

- 物質のレビュー・プロトコルの公表、水道水の汚染モニタリングと規制、トリートリー（TRI）の対象物質リスト（処理汚泥）のリスク評価、リスク・コミュニケーションの進捗状況を示している。

上院法案：

EnviX

- **2019 年の PFAS 行動法案 (S638) :**

PFAS 類を包括的環境対策補償責任法 (Comprehensive Environmental Response, Compensation, and Liability Act of 1980 (通称スーパーファンド法)) の対象となる有害物質とすることを EPA に義務づける法案。

- **2019 年の PFAS 検出法案 (S950) :**

米地質調査所 (USGS) に対し、PFAS 類の検出を義務づける法案。

- **2019 年の安全飲料水支援法案 (S1200) :**

「新汚染物質」がもたらす健康リスクを軽減するための研究、モニタリング、および規制の体制を改善するとともに、州を支援する法案。

- **2019 年の PFAS アカウンタビリティ法案 (S1201) :**

水源および土壌の PFAS 汚染のモニタリングと調査を促進し、民間企業と政府の協力を促進する法案。

- **2019 年の PFAS から飲料水を守る法案 (S1202) :**

特定化学物質の最も有害な PFAS 類を飲料水の供給源から排除する法案。

- **2019 年の PFAS 排出削減法案 (S1203) :**

有害物質排出削減法 (Superfund) に PFAS 類を追加する法案。

下院法案 :

下院では、PFAS 類の規制に関する法案が 2019 年 9 月 26 日にエネルギー・商業委員会 (Energy and Commerce Committee) に回付された。このうち、PFAS 類の規制に関するおもな法案である。このうち、PFAS 類の規制に関するおもな法案である。

- **新 PFAS 規制法案 (H.R. 1000) :**

PFAS 類の排出 (PMN) がなされた新規 PFAS 類のある物質とみなすことを環境保護

二、あらゆる PFAS 類の重要新規利用を禁

- **2019 年の PFAS 規制法案 (H.R. 1000) :**

TSCA (Toxic Substances Control Act) の下で PFAS 類の総合的健康試験の実施と、すべての製造者および加工者に PFAS 類の製造、使用、および環境面での影響についての報告を義務づける法案。

- **2019 年の PFAS アクション法案 (HR 535) :**

あらゆる PFAS 類を CERCLA のもとでの有害物質に指定することを EPA に義務づける法案。

- **2019 年の PFAS から飲料水を守る法案 (HR 2377) :**

飲料水中の特定化学物質の最大汚染濃度の設定を EPA に義務づける法案。

- **2019 年の PFAS 利用者料金法案 (HR 2570) :**

PFAS 汚染にともなう現行の水処理費用を汚染者が支払うことを義務づける法案。

- **HR2638 法案 :**

PFAS 含有泡消火剤の使用を最小化するよう EPA の発行を EPA に命じる。

- **HR 2566 法案 :**

PFAS を含有しない調理器具に SAFETY 基準を改定することを EPA に命じる。より安全な選択」基準を改定することを EPA に命じる。

■州の動き :

ウィスコンシン州、PFAS 汚染に対処

ウィスコンシン州のトニー・エクスレー知事 (Republican) は、PFAS 汚染に対処するための「ペルフルオロアルキル物質 (PFAS) 削減法」を提出した。この行政命令は州天然資源局、環境保護局、衛生局および州農業・商業・消費者保護局と連携して PFAS 調整評議会を設立している。

メイン州の PFOS 含有

に向けた動向 :

メイン州環境保護局は「PFOS 含有製品削減法」にもとづき、ペルフルオロオクタン (PFOS) である優先化学物質に指定する規則を制定していた。この規則案は、PFOS を意図的に製造する製品に限り、製造者のメーカーに対し、PFOS 含有量を削減するものとする。

その後、環境保護局はウェブ版を公表し、改めて意見募集をおこなった。この新たな情報にもとづき、対象製品を削減するものとする。

このように、PFAS 類汚染に対処するための州知事への勧告を公表した。このアクション・プランは以下の主要目的を達成するための立法措置を提案している。

- PFAS 類への曝露を削減
- 今後環境中に排出される PFAS 類を最小化
- これまでに環境中に排出された PFAS 類の特定、評価、および浄化

■その他 :

個人投資家ら、PFAS 問題で 3M を相手取って集団代表訴訟 :

個人投資家らが、3M Co.が PFAS 類の毒性に関する証拠を何十年にわたって隠蔽し、それら物質についての否定的な情報を一切公表してこなかったとして、同社を相手取つ

原告側が 2019 年 7 月 29 日にニュージャージー州連邦地方裁判所に提出した訴状によると、3M は PFAS 類が有毒であることを知りながら、消費者と環境に害をおよぼす可能性があることを公式に否定してきたという。また、PFAS 問題に関する個人投資家による有価証券がらみの集団代表訴訟も増加しているものとみられている。



- 3M は投資家に対し、有毒物質の使用を明らかにしなかった。
- 2017 年から 2019 年に、3M は PFAS 類を製造し、使ったにもかかわらず、3M は PFAS 類の使用を明らかにしなかった。
- PFAS 類を使った製品は、消防器具、Gore-Tex 防水アウトドア用品、消火剤などが含まれている。

オランダに本社を置くOld Delhaize USAは、2019年9月1日より、日本および製品開発企業が持続可能な化学製品を供給することを目的とした。この取組に加わるのはスーパーマーケットのWalmart、Old、GIANT/MARTIN’S、Hannaford、そして、Peapod、ならびに各ブランドの魚介類を含む。

また、その 2000 の店舗で販売される製品の中には、これら化学物質には、ペルフルオロ化合物（PFAS 類）、ビスフェノール A

連日、上院は「2019年度国防授權法案」(HR2500 法案)について、これがいまだに通過しない場合にはトランプ政権は拒否権を発動して成立を阻む構えを見せている。9 日、大統領府行政管理予算局 (OMB) は政権のこの姿勢を明確に示す文書を出した。OMB はこの文書のなかで、HR2500 法案に反対するさまざまな理由を述べているが、ここでは PFAS 類の問題に絞ってその概要を紹介する。なお、HR2500 法案はいくつかの修正を加えられたうえで下院本会議で可決され、2019 年 9 月 10 日に上院がこれを受理している。

フッ素系水溶性泡消火剤の使用禁止 (section 318) :

法案の section 318 は国防総省に対し、2029 年 9 月 30 日以降のフッ素系水溶性泡消火剤の使用を禁止し、それまでにすべて非フッ素系の泡消火剤に切り替えることを義務づけている。だが、これには日程的に無理があると国防総省は反対する意思を示している。

PFAS 類による農業用水汚染への対応 (section 323)

法案の section 323 は、ある地域の水が環境健康注意基準に照らしてペルフルオロオクタン酸 (PFOA) やペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) などの PFAS 類に汚染されており、その汚染が農産物の生産に悪影響を及ぼしている場合に、国防総省は食用の農産物生産者に汚染水の使用を禁止するか、または汚染水の処理を要するかどうかを決定する。

これについて OMB は、そもそも環境健康注意基準を使うこと自体が非科学的であり、国防総省だけに大きな負担をかけることになる。

■EPA、PFAS 規制のいくつか

EPA は PFAS 類を規制するいくつかの規則を制定している。そのおもなものである。

- 長鎖ペルフルオロアルキル物質 (L-PFAS) の重要新規利用規制 (SNUR) (PFOA とその塩の規制を含む)
- 有害物質排出インベントリ (TRI) による PFAS 類を加える規則

■その他 :

EPA の PFAS 規制に関する情報は EPA のウェブサイトで見られる。すでに制定されている PFAS 規制関連の法案や規則、また今後制定されるであろう法案や規則についても引き続き注視していく必要がある。

Envix

PFAS 類は、環境中に広く存在し、土壌や地下水からこれら物質による水質汚染が報告されている。また、一部の PFAS 類は健康被害を引き起こすことが知られている。Envix は、PFAS 類のリスクを減らすために、政府や企業に対して働きかけてきた。しかし、PFOA と PFOS 以外の PFAS 類のリスクについては、これまで対応策が大きく注目を集めはじめたのは、ごく最近のことである。

PFAS 類への対策として、連邦政府は 2019 年 2 月に「PFAS 行動計画」を発表しているほか、州レベルにおいても様々な取り組みがみられる。しかし、特筆すべきは連邦議会の積極的な取組である。上下両院においておよそ 20 本という法案の数もさることながら、それらの内容も、PFAS 含有の泡消火剤の使用を規制するものから、PFAS 類をスーパーファンド法や有害物質排出インベントリ (TRI) の対象とするもの、さらには新規化学物質の製造前届出 (PMN) 制度や既存化学物質の重要新規利用規則 (SNUR) をフルに活用して規制しようというものまで、じつに多岐にわたっている。

これらの法案のうち、はたして何本が議会を通過するかはまだわからないが、これがPFAS類規制に向けた大きなうねりを象徴するものであることは間違いないだろう。

【2019.12.10 tt】